

仮使用認定の取扱いと完了検査の実施について

平成27年春期部会

以下の（１）及び（２）の場合における、仮使用認定の取扱いと完了検査の実施については次のとおりとする。

（１）建築基準関係規定に抵触するおそれがない外構工事のみが未施工の場合

未完の部分が建築基準関係規定に抵触しない場合は、完了検査の対象とする。

（２）建築計画の敷地内に、解体予定の既存建築物が残置されている場合

仮使用認定の対象とする。

※例外的な場合には、柔軟な対応をとることとする。